

No.	件名・内容	回答
1	<p>仮ナンバー受付について</p> <p>【内容】 仮ナンバーの窓口で自賠責保険の取り扱いをしていただきたい。</p> <p>(受付No.) 31-2182 (受付日) 令和元年8月13日</p>	<p>市内の保険会社、自動車販売・修理業者、農協など民間での取扱いが多数ある状況であることから、市が自賠責保険の販売業務を行うことは検討しておりません。</p> <p>自賠責保険につきましては、民間の取り扱い会社等をご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当) 市民課 (直通番号) 775-5128</p>
2	<p>税金について</p> <p>【内容】 なぜさいたま市より田舎なのに、こんなに固定資産税が高いのですか。 住民税の算出基準を回答してください。</p> <p>(受付No.) 30-2117 (受付日) 平成30年7月5日</p>	<p>【固定資産税について】 固定資産税及び都市計画税は、土地、家屋、償却資産が課税の対象となり、課税標準額に対し、それぞれの税率を乗じて算定されます。上尾市における税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.27%となっており、さいたま市はそれぞれ1.4%、0.3%となっております。土地は、各街路に不動産鑑定を基に路線価を付設し、それぞれの面積、形状等の画地条件による補正を加えて評価されます。また、路線価は、駅からの距離や幅員等により変動し、同一条件の路線であれば、一般的に上尾市よりさいたま市が高くなる傾向となっております。家屋は、使用されている建築資材や設備に応じた評点数を付設し、建築されてからの経過年数や物価水準を加味して評価されます。種類、構造によって同じ資材でも付設される点数が異なり、一般的に延床面積が大きく、建築設備が充実しているほど高くなります。なお、家屋評価は固定資産評価基準に基づいて行うこととなっている点、新築住宅に対して固定資産税の減額期間が設けられている点は全国共通であり、さいたま市と上尾市で大きな差異はございません。以上の理由から、固定資産税及び都市計画税の額は、ご資産の状況により個々に異なってくるものとなります。</p> <p>【住民税について】 住民税(市・県民税)は、昨年の給与や年金などの所得金額に対して課税される税金です。この所得金額から、支払った社会保険料や生命保険料の額、または扶養している親族の年齢・人数から算出した金額などを差し引いた額に対し、10%(市民税6%、県民税4%)の税率をかけ住民税(所得割)の金額を決定します。また、所得金額の合計が一定の金額を超えている場合には、5,000円の住民税(均等割)が別途課税されます。(なお、この「一定の金額」は市町村により異なります。)これらの算出方法につきましては、地方税法に定められており、原則どの市町村においても同じ内容となっております。</p> <p>(担当) 資産税課 (直通電話) 775-5134 市民税課 (直通電話) 775-5131</p>